

(仮称) 千葉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例に関する意見の概要と市の考え方

No.	意見書要旨	市の考え方	案の修正
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の面積要件の緩和に反対する。 ・畑は、作物のない期間は、土ぼこりや農薬散布、作業の騒音などの問題を引き起こし、「良好な都市環境」の中に点在するにはふさわしくない。 ・小面積の農地は生産緑地にするより、宅地化を進め、廃止しようとする比較的大面積の農地にその営農者を誘導して、農地の大規模化、集約化を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地には、農産物の供給や環境の保全、防災など多様な機能を期待し、都市と緑・農は共生すべきものと考えております。 ・農地の大規模化・集約化は、大切な視点であると考えておりますが、小規模な都市農地において、営農の意思がある者が営農を続けやすい環境づくりを行うことも大切であると考えております。 ・宅地開発において適正に緑化を推進するとともに、小規模な農地を保全することにより都市内の身近な緑地の確保を図りたいと考えております。 	—
2	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な農地が住宅地に点在することは双方に好ましくなく、住宅地や工業地とは隔離した区域に集約するべきである。 ・宅地化する際の開発基準を強化することなどにより緑化を推進する方が望ましい。 		—